

7 年金・手当

1. 障害基礎年金

対 象 ➤ 20歳以降に初診日があり、次のすべてに該当している方

- 初診日に国民年金に加入していたこと。または、初診日において60歳以上65歳未満で日本国内に住所があること。（老齢基礎年金を繰り上げ受給している方を除く。）
- 障害認定日において一定の障がいの状態にあること、または、障害認定日時点では障がいがあった方が、65歳に達するまでに障がい重くなり一定の障がいの状態にあること。
- 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と保険料免除期間があわせて3分の2以上あること、または、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。（初診日に65歳未満で、令和9年3月31日までにある場合）

➤ 20歳前の年金未加入期間に初診日があり、20歳に達したとき、または20歳に達したあとにおいて一定の障がいの状態にある方。

※ 初診日とは、障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日です。

※ 障害認定日とは、初診日から1年6か月を経過した日、または、1年6か月以内に症状が固定した日です。

内 容 ➤ 病気やけがによって、日常生活などが制限されるようになった場合に受け取れる年金です。障がいの状態により、1級・2級の等級があります。

※ 障害等級は国民年金法の基準により判断するため、障害者手帳等の等級とは異なります。

➤ 令和7年度の年金額は次のとおりです。（参考）

年金額	1級	年額 1,039,625円
	2級	年額 831,700円

手 続 ➤ 下記窓口でお問い合わせください。

備 考 ➤ 年金の支払いは、年6回、偶数月に各2か月分ずつ支給されます。

➤ 年金を受ける方に一定の子がいる場合は、一定額の加算があります。

➤ 他の公的年金を受給しているときなどは、支給されないことがあります。

➤ 20歳前に初診日がある場合、保険料の納付要件はありませんが、本人の所得など一定の要件により支給されないことがあります。

窓 口 ➤ 千葉年金事務所 千葉市中央区中央港1-17-1 ☎ 043-242-6320

➤ ねんきんサテライト茂原（千葉年金事務所 茂原分室）茂原市千代田町1-6サンヴェルプラザ1階 ☎ 0475-23-2530

➤ 市国保年金課高齢者医療年金係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1133

2. 障害厚生年金

- 対 象 ➤ 原則として次の条件のすべてに該当する方
- ・ 初診日に厚生年金に加入していたこと。
 - ・ 障害認定日において一定の障がいの状態にあること。
 - ・ 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と保険料免除期間があわせて3分の2以上あること、または、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。（初診日に65歳未満で、令和9年3月31日までにある場合）
- ※ 初診日とは、障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日です。
- ※ 障害認定日とは、初診日から1年6か月を経過した日、または、1年6か月以内に症状が固定した日です。
- 内 容 ➤ 病気やけがによって、日常生活などが制限されるようになった場合に受け取れる年金です。
- ※ 障害等級は国民年金法及び厚生年金法の基準により判断するため、障害者手帳等の等級とは異なります。
- 次により、障害厚生年金等が支給されます。

障害厚生年金	➤ 障がいの程度により1級から3級に分かれ支給されます。 ・ 1・2級：障害基礎年金に上乗せして支給 ・ 3級：厚生年金保険が独自に支給
障害手当金	➤ 障害厚生年金が支給される障害程度よりも軽い場合に一時金として支給されます。

- 手 続 ➤ 下記窓口でお問い合わせください。
- 備 考 ➤ 年金の支払いは、年6回、偶数月に各2か月分ずつ支給されます。
- 1級・2級の年金を受ける人に要件を満たした配偶者及び一定の子がいる場合、一定額の加算があります。
 - 他の公的年金を受給しているときなどは、支給されないことがあります。
- 窓 口 ➤ 千葉年金事務所 千葉市中央区中央港1-17-1 ☎ 043-242-6320
- ねんきんサテライト茂原(千葉年金事務所 茂原分室)茂原市千代田町1-6サンヴェルプラザ1階 ☎ 0475-23-2530

3. 国民年金保険料の法定免除

- 対 象 ➤ 障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級、2級)を受けている国民年金の第1号被保険者
- 内 容 ➤ 届け出により国民年金の保険料が免除されます。
- 手 続 ➤ 下記窓口で届け出を行ってください。
- 窓 口 ➤ 市国保年金課高齢者医療年金係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1133

4. 特別障害給付金

- 対 象 ➤ 国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができない方
- 次のいずれかに該当する方で、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障がいにより該当する方
- 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生（定時制・夜間通学・通信制の学生は除く。）
 - 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者
- ※ 初診日とは、障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日です。
- ただし65歳に達する日の前日までに障がいの状態に該当した方に限られます。
- 内 容 ➤ 国民年金の任意加入期間に、未加入だったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がいのある方が受けられます。
- 令和7年度の年金額は次のとおりです。（参考）

年金額	1級	基本月額 56,850円
	2級	基本月額 45,480円

- 手 続 ➤ 下記窓口でお問い合わせください。
- 備 考 ➤ 障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象外です。
- 本人が他の公的年金を受給している場合や、本人の所得により、支給されないことがあります。
- 窓 口 ➤ 千葉年金事務所 千葉市中央区中央港1-17-1 ☎ 043-242-6320
- ねんきんサテライト茂原（千葉年金事務所 茂原分室）茂原市千代田町1-6サンヴェルプラザ1階 ☎ 0475-23-2530
- 市国保年金課高齢者医療年金係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1133

5. 心身障害者扶養共済制度

- 対 象 ➤ 加入資格は、心身障がい者の保護者で、次の条件をすべて満たす方
- 4月1日現在の年齢が65歳未満の方
 - 県内に住所がある方
 - 特別の疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態である方
- 共済の対象となる心身障がい者は、次のいずれかに該当し、将来、独立自活することが困難であると認められる方
- 知的障がい者
 - 身体障害者手帳1～3級所持者
 - 精神または身体に永続的な障がいのある方で、障がいの程度が上記と同程度と認められる方
- 内 容 ➤ 心身障がい者の保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡、重度障がい）のことがあったとき、心身障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。
- この制度は共済制度のため、加入者（保護者）は毎月掛金を納めていただきます

す。また、掛金は加入時の年齢に応じ異なります。

- 年金を受給する心身障がい者が加入者（保護者）より先に死亡した場合などは掛金の払戻しは無く、弔慰金が支払われます。
- 年金額は、次のとおりです。

年金額	月額 20,000円/口（2口まで加入可）
-----	-----------------------

- 手 続 ➤ 下記窓口でお問い合わせください。
- 備 考 ➤ 所得に応じた掛け金の減免の制度があります。
- 本制度に基づく給付金（脱退一時金を除く。）については所得税は非課税です。
- 窓 口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167

6. 特別障害者手当

- 対 象 ➤ 日常生活において常時の介護を必要とする状態（身体障害者手帳1級、2級の一部（主に合併障がい）、療育手帳④の1、その他、医師の診断書により同等の障がいと認められた方）で、原則として次の条件のすべてに該当する方
- ・ 20歳以上であること
 - ・ 施設に入所していないこと
 - ・ 病院または診療所に引き続き3か月以上入院していないこと
 - ・ 生計維持者（配偶者、父母等）の所得が定められた限度額以下であること
- 内 容 ➤ 手当の額は次のとおりで、支給月は2・5・8・11月です。

手当額	月額 30,450円
-----	------------

- 手 続 ➤ 申請書（窓口にあります。）に次の必要書類等を添えて手続きしてください。
- ・ 所定の診断書（窓口にあります。）
 - ・ 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
 - ・ 年金証書、年金の振込金額が分かるハガキ等（受給されている場合のみ）
 - ・ 本人名義の預貯金通帳
 - ・ 市町村民税課税（非課税）証明書（省略できる場合があります。）
 - ・ マイナンバー（個人番号）が分かる書類
- 窓 口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167

7. 障害児福祉手当

- 対 象 ➤ 日常生活において常時の介護を必要とする状態（身体障がい児の場合は1級と2級の一部、知的障がい児の場合は知能指数20以下程度）で、原則として次の条件のすべてに該当する児童
- ・ 20歳未満であること。
 - ・ 施設に入所していないこと。
 - ・ 生計維持者（父母等）の所得が定められた限度額以下であること。
- 内 容 ➤ 手当の額は次のとおりで、支給月は2・5・8・11月です。

手当額	月額 16,560円
-----	------------

- 手続 ➤ 申請書(窓口にあります。)に次の必要書類等を添えて手続きしてください。
- ・ 所定の診断書(窓口にあります。)
 - ・ 身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(お持ちの方のみ)
 - ・ 本人名義の預貯金通帳
 - ・ 市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)
 - ・ マイナンバー(個人番号)が分かる書類
- 窓口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167

8. 特別児童扶養手当

- 対象 ➤ 次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を養育している保護者
- ・ 身体に重・中度の障がい有すること(おおむね身体障害者手帳1級から3級までと4級の一部)
 - ・ 日常生活において介護を必要とする程度の知的障がいのあること(おおむね知能指数35以下)
- 内容 ➤ 手当の額は次のとおりで、支給月は4・8・12月です。

手当額	重度障がい	月額 58,450円
	中度障がい	月額 38,930円

- 手続 ➤ 申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
- ・ 所定の診断書(窓口にあります。)
 - ・ 戸籍抄本
 - ・ 身体障害者手帳又は療育手帳
 - ・ 保護者名義の預貯金の口座番号が分かるもの(通帳等)
 - ・ 市町村民税課税(非課税)証明書(省略できる場合があります。)
 - ・ マイナンバー(個人番号)が分かる書類
 - ・ 印鑑

- 窓口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167

9. 東金市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

- 対象 ➤ 本市に住所を有し、次のいずれかに該当する方
- ・ 療育手帳の障がいの程度が最重度又は重度と判定された方又は障害者相談センター所長の発行する判定書で重度と判定された方で、20歳以上の在宅の方
 - ・ 居宅においておおむね6月以上ねたきりの状態で日常生活のほとんどに介護を要する身体障がい者で20歳以上65歳未満の方
- 内容 ➤ 手当の額は次のとおりで、支給月は1・4・7・10月です。

手当額	月額 8,650円
-----	-----------

- 手 続 ➤ 申請書(窓口にあります。)に地区担当民生委員の証明(ねたきりの場合のみ)を受け、次の書類等を添えて窓口で手続きしてください。
- 在宅知的障がい者:療育手帳又は判定書
 - ねたきり身体障がい者:身体障害者手帳
 - 年金証書、年金の振込金額が分かるハガキ等(受給されている場合のみ)
- 備 考 ➤ 特別障害者手当等を受給している方及び一定以上の所得のある方は、本制度の対象外です。
- 窓 口 ➤ 市社会福祉課障がい福祉係 市役所第1庁舎1階 ☎ 0475-50-1167